

東京都が実施する小笠原諸島の公共事業における環境配慮の現状と課題への対応

東京都では、小笠原諸島が世界自然遺産の国内候補地として選定されたことを受け、平成 16 年 8 月に「小笠原諸島の公共事業における環境配慮指針」(以下、環境配慮指針という)を施行し、公共事業の実施に当たっての自然環境への配慮に主体的に取り組んできました。

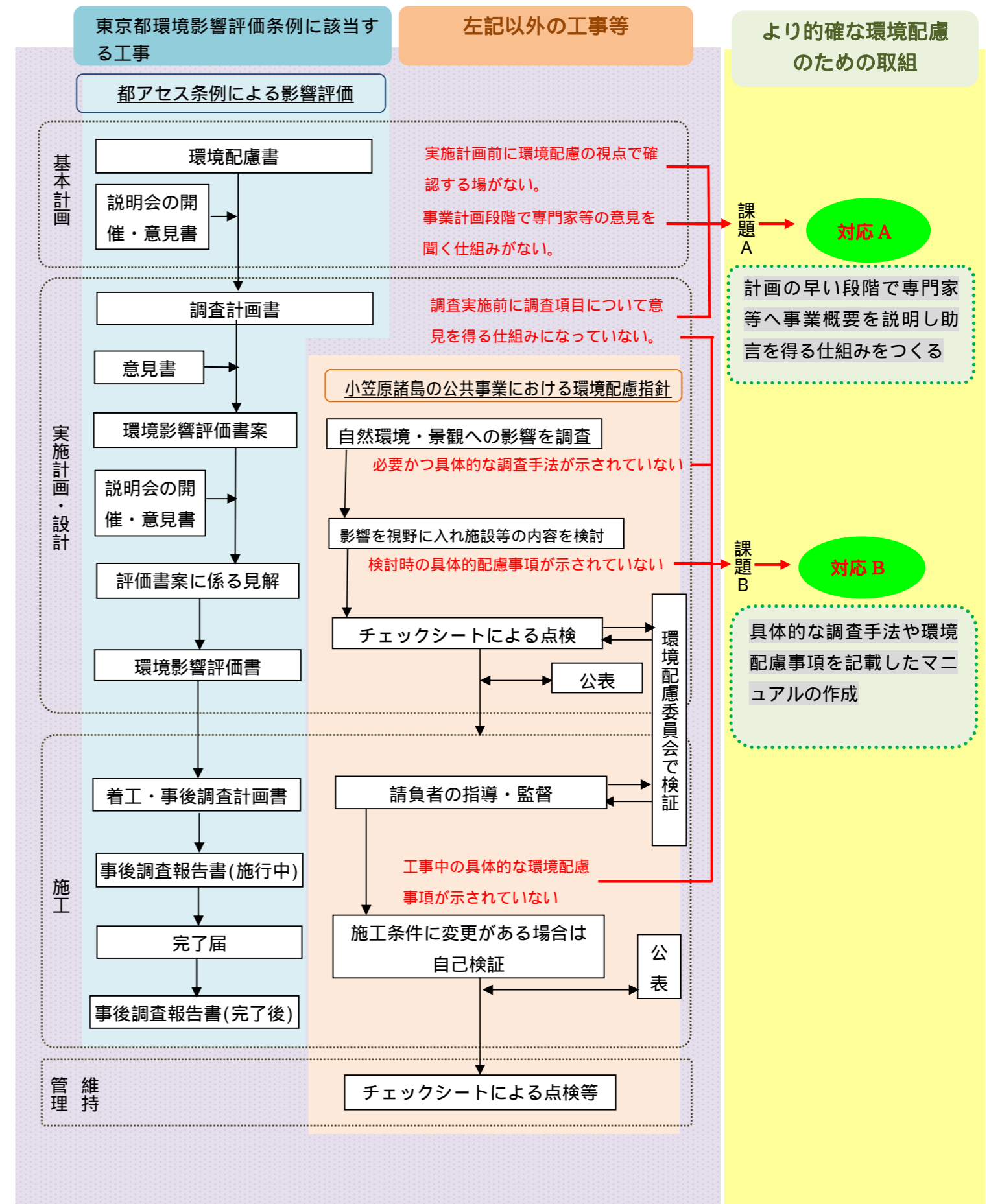
それからこの間、平成 23 年 6 月の世界自然遺産登録時における世界遺産委員会からのインフラ開発における厳格な環境影響評価の実施要請や、さまざまな調査研究の進展に伴う新たな知見の蓄積、外来種対策の進捗に伴う状況変化を受け、現在ではよりの確な希少種保全の取組や外来種対策の実施が求められるようになっています。

そこで、小笠原諸島での公共事業における環境配慮実施のしくみについて右図のように現状を整理した上で、

【課題 A】東京都環境影響評価条例の対象事業以外は、実施計画の前段階において環境配慮の視点で確認する場がない

【課題 B】環境配慮指針には、具体的な調査手法や環境配慮事項を示したものが無い

という 2 点の課題を抽出し、これを改善するための 2 つの対応策について検討を進めています。



表：小笠原諸島における公共事業の環境配慮

対応A

環境配慮の対象事業について、実施が具体化したものを環境局が年1回取りまとめ、事業実施時における環境への配慮事項について専門家からアドバイスを受ける事業概要説明会を開催します。寄せられた意見は、環境局から各事業局に報告し、その後の実施計画や設計、工事の際の参考としていきます。また、本マニュアルの更新に役立てていきます。

実施計画前における環境配慮の検討のフローを以下に示します。事業概要説明会で説明対象とする事業は、環境配慮指針の対象事業の中から抽出します。

また、【対応A】については、別途実施要綱を定めます。

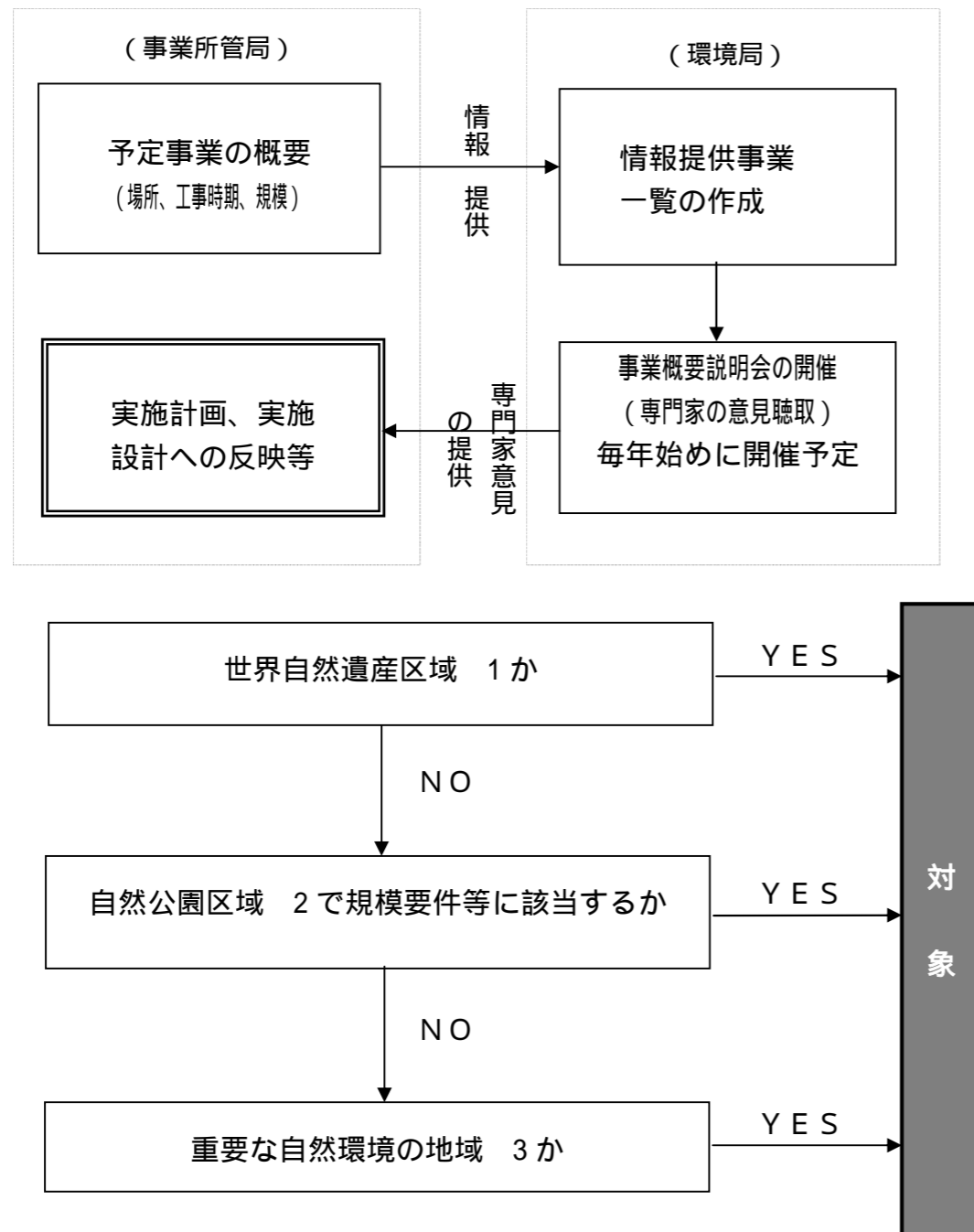
対応B

マニュアルは、小笠原諸島の工事等に携わる職員が環境配慮指針に基づいて事業を実施する際に、参考となる事項についてまとめていきます。

マニュアルは、「基礎資料編」と「技術指針編」とで構成されます。

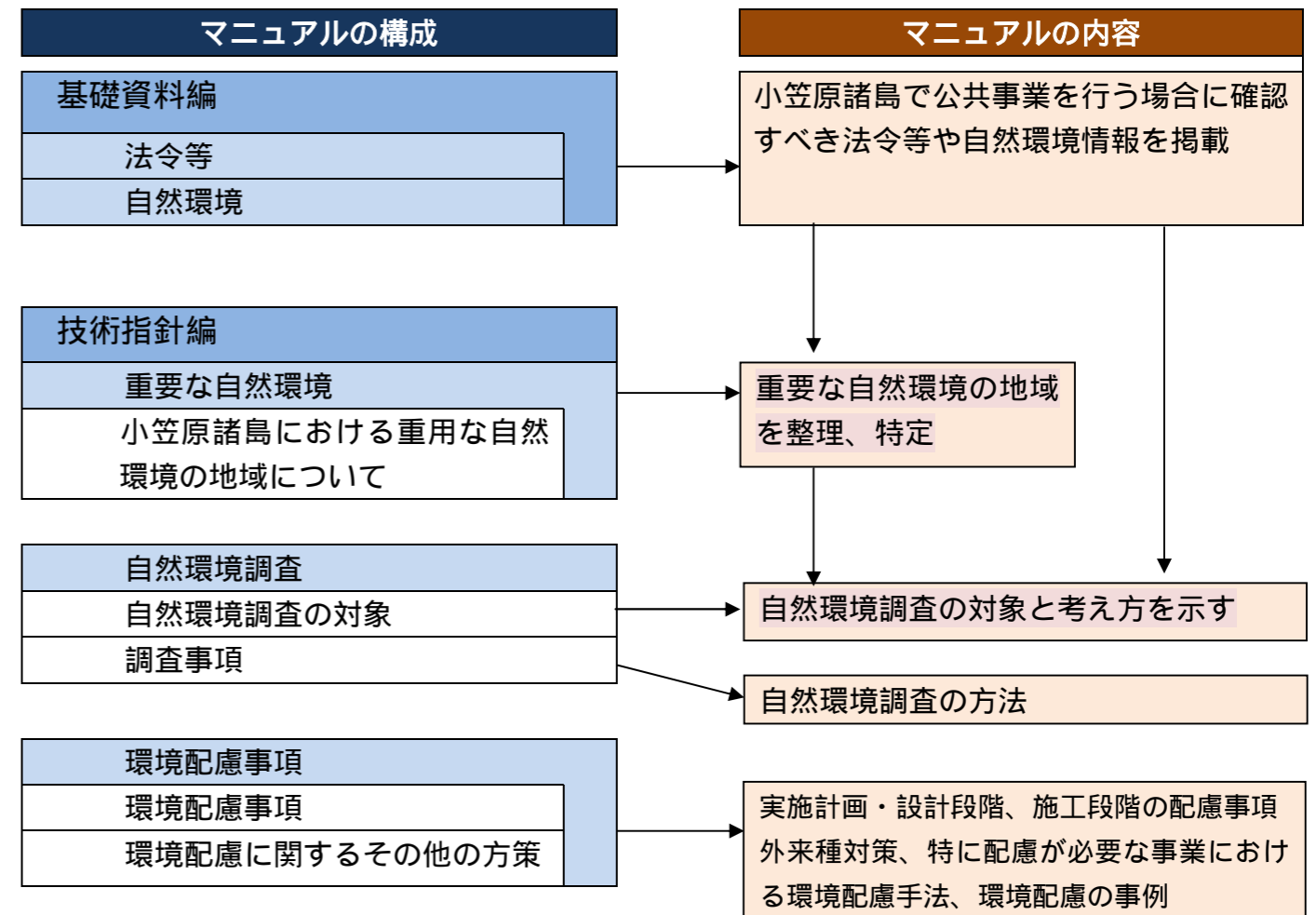
「基礎資料編」は、小笠原諸島で公共事業を行う場合に確認すべき法令や自然環境等について整理します。

「技術指針編」は、環境配慮指針を補うものとして、主に環境配慮指針における「実施計画・設計段階」及び「施工段階」の内容を具体的に行うため必要な事項について詳細を示します。



* 森林生態系保護地域(参考図 4)は別途林野庁へ相談

表：実施計画前における環境配慮の検討



表：マニュアルの構成

基礎資料編

法令等

対象区域、目的、対象となる事項、必要な手続きなどを整理

- 1 条約
 - 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約
- 2 法律
 - 自然公園法
 - 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
 - 文化財保護法
 - 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）
 - 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（特定外来生物法）
- 3 条例
 - 東京都環境影響評価条例
 - 東京都景観計画
- 4 その他の制度
 - 小笠原諸島森林生態系保護地域

自然環境等

配慮するために知っておくべき自然環境情報などを整理

- 1 生物
 - 植物相
 - 国内希少野生植物種、レッドリスト掲載種、自然公園法の指定植物
 - 植物群落
 - 乾性低木林、湿性高木林、ワダンノキ群集
 - ほ乳類、鳥類
 - 国内希少野生動物種、天然記念物、レッドリスト掲載種
 - 昆虫類
 - 国内希少野生動物種、天然記念物、レッドリスト掲載種
 - 陸産貝類
 - 天然記念物、レッドリスト掲載種
- アオウミガメ
- サンゴ礁
- 水生生物（淡水域）
 - 天然記念物、レッドリスト掲載種
- 2 地形・地質
- 3 文化財・史跡
 - 都指定文化財、村指定有形民俗文化財

技術指針編

重要な自然環境の地域

基礎資料編の自然環境情報をもとに、重要な自然環境の地域を抽出します。

- 国内希少野生植物種（12種）の生育地及び国内希少野生動物種（オガサワラオオコウモリ・アカガシラカラスバト・オガサワラシジミ）の繁殖地
- 絶滅の危機に瀕している陸産貝類の生息地
- IUCN絶滅危惧種に指定されているアオウミガメの産卵場所
- 淡水の希少な水生生物の生息する水系
- サンゴ礁の生息場所
- 小笠原諸島特有の植物群落（乾性低木林、湿性高木林、ワダンノキ群集）

* その他広域に生息する重要な種の生息箇所については特定できないが、別途配慮事項等を記載（オガサワラノスリ、母島の陸産貝類）

重要な自然環境の地域（父島）

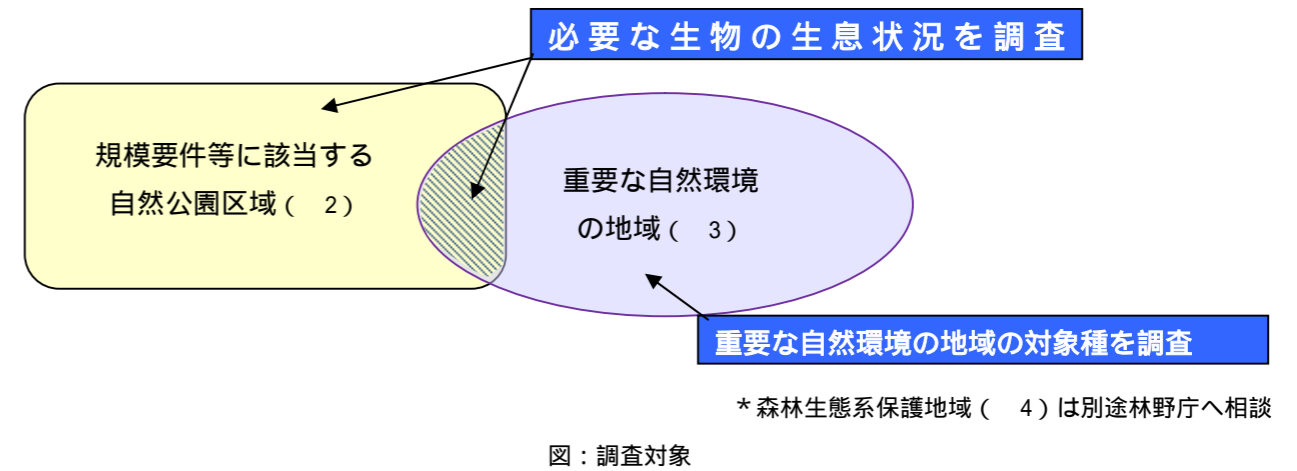
場所	自然環境の特徴	備考
扇浦～小曲周辺区域	オガサワラオオコウモリの繁殖域	・国内希少野生動植物種 ・ねぐら及び子育て域
東平周辺区域	アカガシラカラスバトの繁殖域	・国内希少野生動植物種 ・東平アカガシラカラスバトサンクチュアリであり、同施設に接する道路等も重要な自然環境の地域に含む。

重要な自然環境の地域（母島）

場所	自然環境の特徴	備考
石門周辺区域	アカガシラカラスバトの繁殖域	・国内希少野生動植物種 ・石門一帯と呼ばれる場所で、北進線東側の森林生態系保護地域
石門周辺区域	国内希少野生動植物種（オガサワラシジミ）の生息域	・国内希少野生動植物種 ・安定的に生息する区域

自然環境調査

自然公園区域内の自然環境調査が必要な場所及び重要な自然環境の地域においては、下表の調査主旨に基づき必要な生物等の生育・生息状況を把握する必要があります。自然公園区域外で、「重要な自然環境の地域」の場合は、「重要な自然環境」を構成する種のみならずに絞ることができます。



自然環境調査の内容として、調査方法や取りまとめ方法などについて具体的に示します。

調査事項（調査方法、取りまとめ方法等）	
植物	植物相 <ul style="list-style-type: none"> ○調査方法：現地踏査により植物種をリストアップする。 取りまとめ：植物種リスト、植物相の特徴、注目される植物の生育状況及び確認位置、植物からみた環境特性などを取りまとめる。
	植物群落 <ul style="list-style-type: none"> 工事に必要な情報を「東京都小笠原諸島植生図」によって確認し、さらに詳細な情報が必要な場合に調査を実施する。 ○調査方法：現地踏査により植物群落の種類、種組成、構造及び分布状況等を調査する。 取りまとめ：・植物群落の種類や範囲を現存植生図としてまとめる。各植物群落の植生高、階層、構造、出現種数、種組成、被度・群度、成立立地、遷移系列等を調査し、群落を識別・同定して群落組成表及び群落特性表を作成する。

環境配慮事項

自然環境調査を踏まえた動植物種に係る環境配慮事項を示すほか、景観や史跡などに係る環境配慮事項を記載します。外来種拡散防止対策については別項目として記載します。

また、必要に応じ検討するものとして、専門家会議の設置、環境配慮要員の設置、モニタリング調査などの項目を設けて記載します。

実施計画・設計段階		施工段階
植物	植物相 <ul style="list-style-type: none"> □国内希少野生植物種（12種）の生育地では、工事を回避する。 □上記以外の希少価値が高い植物（環境省、東京都のRL種）の生育地では、工事による影響を回避、軽減、代償（移植）等の対応を実施する。 □移植が必要な場合は、植物の特性や移植の活着性などを専門家に確認する。また、移植先の環境を把握する調査（植生調査）を実施する。 移植を実施する場合は、遺伝的な攪乱に留意し、移植の記録を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> □作業員の踏圧により植物が消失するおそれがあるため、植物の生育地にむやみに立ち入らぬように柵などで保護する。 希少植物の生育環境が悪化する行為（伐採による日照や風に吹きこみの変化）は、行わない。